7月9日から 外国人の方に関する登録制度が変わります

新たな在留管理制度の導入と住民基本台帳法の改正で、7月9日(月)から、外国人の方に関する登録制度が変わります。

【問合せ】▼7月6日(金)まで…**戸籍住民課住民記録係仮住民票等相談窓口**(本庁舎地下1階)☎(5273)4359・FAX(3209)1728、▼7月9日(月)から…**戸籍住民課住民記録係**(本庁舎1階)☎(5273)3601・FAX(3209)1728へ。

外国人住民の方にも「住民票」を作成

外国人登録法が廃止され、外国人住民の方も住民基本台帳法の対象となり、住民票が作成されます。

新しい制度で住民票の対象となるのは、区内在住で次のいずれかに該当する方です。

▼中長期在留者(原則として適法に3か月を超えて在留する方)
※観光目的等で短期間滞在する方や、不法滞在者の住民票は作成されません。
▼特別永住者
▼一時庇護(ひご)許可者または仮滞在許可者
▼出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者

「在留カード」「特別永住者証明書」が交付されます

外国人登録証明書に代わり、中長期在留者の方には「在留カード」、特別永住者の方には「特別永住者証明書」が交付されます。中長期在留者や特別永住者の方がお持ちの外国人登録証明書は、一定期間「在留カード」「特別永住者証明書」の代わりとして使うことができます。詳しくは、法務省入国管理局・外国人在留総合インフォメーションセンター☎(0570)013904へお問い合わせください。

▼「在留カード」は空港・海港や地方入国管理局の窓口で交付されます。
▼「特別永住者証明書」は戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階)で交付します。
▼区外や国外に引っ越すときは、事前に新宿区に「転出届」をしてください。住所変更の届け出には、「在留カード」か「特別永住者証明書」(切り替えがお済みでない方は「外国人登録証明書」)が必要です。

「仮住民票」に関する通知をお送りしています

制度移行のため、新宿区に外国人登録をした方には、次の通知書をお送りしています。

▼住民票作成の対象と見込まれる方には、外国人登録等の情報を基に「仮住民票」を作成し、その内容を記載した「仮住民票記載事項通知書」をお送りしています。「仮住民票」は7月9日(月)に「住民票」になります。
▼日本人の方と外国人の方が同じ世帯になると見込まれる場合には、「世帯状況確認通知書」をお送りしています。
▼仮住民票が作成されない方には、「住民票に移行されない旨の通知書」をお送りしています。

※7月9日(月)よりも前から区内に在住する中長期在留者等で、7月6日(金)までに新宿区に外国人登録をしていない方は、住民票が作成されないため届け出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。
※短期滞在者や不法滞在者は住民票作成の対象とならないため、7月9日(月)以降、印鑑登録ができなくなります。また、住民票が作成されない方で、既に印鑑登録をしている方は、7月9日(月)に印鑑登録が抹消されるため、印鑑登録証明書は交付できなくなります。

自動交付機の利用休止

制度改正に伴うシステム作業のため、区役所・地域センターに設置しているすべての自動交付機を休止します。

【休止日時】
7月6日(金)午後5時～9日(月)午前8時30分

【問合せ】**戸籍住民課住民記録係**(本庁舎1階)☎(5273)3601へ。

登録制度の改正による国民健康保険の変更

▼外国人住民の方に住民票を作成することで続柄が変更となる場合があります。また、納付義務者が新たな世帯主に変更され、保険証を新しく発行する場合があります。
▼世帯の状況が変わることにより、国民健康保険の記号・番号が変わる場合があります。
▼国民健康保険への加入要件が変わります。登録制度の改正前は「1年以上の在留資格がある、または客観的な資料等により1年以上日本に滞在すると認められる」ことが加入要件でしたが、改正後は「3か月を超える在留資格がある、または客観的な資料等により3か月を超えて日本に滞在すると認められる」ことが加入要件になります。加入要件は、ほかにもあります。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】**医療保険年金課国保資格係**(本庁舎4階)☎(5273)4146・FAX(3209)1436へ。

参加者募集 夏休みこども文化体験プログラム

多彩なプログラムで、本格的な伝統文化・芸術文化を体験できます。

【日時・対象・内容】**右表**のとおり(未就学児は保護者同伴)
【会場】芸能花伝舎(西新宿6―12―30)
※「日本舞踊」は、四谷地域センター(内藤町87)
【費用】1つのプログラムに付き100円(保険料等)
【申込み】はがきかファックス(プログラム名・希望時間(①②の別)・住所・氏名・電話番号・学年(未就学児は年齢・性別・保護者氏名も)を記入)で、7月13日(必着)までに**文化観光課文化観光係**(〒160-8484歌舞伎町1―4―1、本庁舎1階)☎(5273)4069・FAX(3209)1500へ。応募者多数の場合は抽選。

プログラム	日時	対象	内容（講師）
落語	7月25日(水) ①午前10時30分～11時30分 ②午後1時30分～2時30分	小・中学生 各回30名	扇子・手ぬぐいで落語家のしぐさを表現 (雷門花助・三笑亭夢吉)
殺陣	7月26日(木) ①午前10時30分～11時30分 ②午後1時30分～2時30分	小学生 各回20名	刀の使い方、立ち回りなどの所作や礼儀作法 (高瀬道場)
電子楽器	7月27日(金) ①午前10時30分～11時30分 ②午後1時30分～2時30分	小・中学生 各回20名	シンセサイザーの仕組みと演奏 (辻敦尊)
ジャズダンス	7月30日(月) ①午前10時30分～12時 ②午後1時30分～3時	小・中学生 各回30名	基礎のリズムから簡単なステップまで (石田久美子・大西シャラまりこ・司一貴)
三味線	7月31日(火) ①午前10時30分～11時30分 ②午後1時30分～2時30分	小学3年生～中学生 各回20名	簡単な旋律と曲の演奏 (田中奈央一)
マジック	8月1日(水) ①午前10時30分～11時30分 ②午後1時30分～2時30分	5歳～中学生 各回30名	トランプ・ひも等を使った手品 (元はじめ・長谷和幸)
日本舞踊	8月7日(火)～9日(木)（全3日） ①午後1時30分～2時40分 ②午後3時10分～4時40分	①5歳～小学2年生、30名 ②小学3年生～中学生、20名 ※3日間参加できる方	踊りの作法・基本動作、扇子等を使った表現 (西川扇藏／人間国宝・名誉区民ほか)
紙切り	8月10日(金) ①午前10時30分～11時30分 ②午後1時30分～2時30分	小・中学生 各回20名	紙とはさみを使って動物などを表現 (林家花)
太神楽	8月20日(月) ①午前10時30分～11時30分 ②午後1時30分～2時30分	小・中学生 各回30名	風船を使ったバランス芸、傘を使ったまわし芸 (鏡味正二郎)
バルーンアート	8月21日(火) ①午前10時30分～11時30分 ②午後1時30分～2時30分	4歳～中学生 各回30名	風船で犬・花を製作 (ましゅ＆Kei)
能楽	8月22日(水) ①午前10時30分～11時30分 ②午後1時30分～2時30分	小・中学生 各回30名	能独特のセリフ(謡)や楽器(囃子)に挑戦 (森常好)

社会を明るくする運動 広報パレード

●7月・8月は「社会を明るくする運動」強調月間

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と罪を犯した方の立ち直りへの理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。区では「社会を明るくする運動」新宿区推進委員会を設置し、地域ぐるみで、青少年の健全育成と人間性豊かな地域づくりを目指した運動を展開します。

【パレード日時】7月1日(日)午前11時から(雨天中止)
【コース】新宿通り(新宿3丁目交差点～JR新宿駅東口)
【参加団体等】交通少年団、小学校鼓笛隊、保護司会等関係団体、新宿未来特使「鉄腕アトム」ほか
【問合せ】**子ども家庭課活動支援係**(本庁舎2階)☎(5273)4261へ。

●陸前高田の伝統行事「うごく七夕」山車が登場

東日本大震災の被災地支援として、大津波の被害を受けた岩手県陸前高田市に熊本県のNPO団体から贈呈される七夕の山車(**写真**)が、パレードに特別参加します。パレード終了後、山車は被災地支援イベントが開催される大久保公園に展示します。

【イベント日時】7月1日(日)午前11時～午後5時(荒天中止)
【会場】大久保公園(歌舞伎町2―43)
【内容】物産販売(岩手県陸前高田市・宮城県気仙沼市・長野県伊那市ほか)、キッチンカーによる飲食販売等
【問合せ】**歌舞伎町タウン・マネージメント**☎(3207)4516へ。

区では今夏(7月～9月)も昨夏と同様に全施設で節電に取り組みます。
なお、施設の輪番閉館等は行わない予定です。

R70 古紙配合率70%白色度70%再生紙を使用しています。